

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において1番 辻本君、10番 妙中君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（井上勝彦君）日程第2 一般質問を行います。

順番17、8番 中西君。

〔8番（中西峰雄君）登壇〕

○8番（中西峰雄君）おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

私の一般質問は、大きく2項目でございます。

まず一点目、し尿収集料金、浄化槽清掃料金について、でございます。これは、9月議会にもさせていただいたんですけども、ちょっと時間の関係で細かくできなかったの、再度させていただきます。私が今回これをさせていただくというのは、私の基本的な考え方として、日本国の生産性が一部の輸出企業

を除きまして大変低いと、その中であらゆる部分で生産性を高めていかなければならないんじゃないかというふうに思っていることが基本にあります。

それでは、入らせていただきます。本市の浄化槽くみ取り清掃料金は、5人槽で3万円強、7人槽で4万円強と推定されます。他市では、5人槽で2万1,000円、7人槽で2万4,000円という例がございます。また、本市の浄化槽くみ取り清掃料金は、し尿収集料金と比べて10当たり単価が4割から5割、割高であります。市全体では、し尿くみ取り浄化槽清掃料金は、推計で2億5,000万円を超えられると思われま。これはすべて住民負担となっております。住民負担の軽減という観点から、料金の引き下げはできませんかと。

2番、し尿くみ取り料金は、市で定めておりますが、浄化槽くみ取り清掃料金については定められておらず、業者が自由に決めています。その理由について伺います。これは、聞かなくてもわかっているんですけども、それを聞いて、ちょっと議論してみたいなと思っております。

3番、浄化槽くみ取り清掃は市が許可を与えた業者が行うことになってはいますが、料金について市は把握しているんですかと。また、業者はどのようにして料金を決めていますか。これは、準公共料金ではないんでしょうかと。また、業者によって料金が異なる点について、どう考えますか。また、浄化槽のメーカーや機種によって、容量は大きく異なりますが、その点はどうしんしゃくされますか。

4番、適正価格についてどう考えていますかと。何が適正かというのは、大変難しいか

と思いますけれども、市のお考えをまず聞いて、ちょっと議論したいなと思っています。

そして5番、これは、浄化槽の適正管理について、どのような対策を考えておられますかと。9月議会でも言いましたけれども、個人の設置されている浄化槽の清掃がきちっとされていないと、近隣に迷惑をかけているという例がありますので、再度お尋ねいたします。

そして6番、生活排水処理基本計画の中で、ちょっと私、大意と書いてあるんですけども、正確に言わせていただきますと、こういうふうになっております。公共下水道の整備に伴うくみ取り便槽の減少など、今後の排出状況の変化にも対応した効率的な収集運搬体制を構築しますというふうになっておるんですけども、どのような検討をされておるかということをお尋ねします。

2番に移らせていただきます。ごみの収集運搬、市直営と業者委託契約費用についてということです。ごみ収集運搬の業者委託につきましては、本年度より、随意契約から入札による契約になりまして、これにより、ごみ収集車1台当たりの契約金額も約2,000万円から1,800万円に削減され、この点は当局の努力を高く評価させていただきたいと思います。しかし、収集運搬につきましては、まだまだ改善の余地が大きいと考えます。現在、市直営、業者委託を含めた体制と費用はどうなっておりますか。将来、市直営と業者委託を、また、業者への委託内容をどうしようと考えておられますか。

3番、業者への委託契約が3年であることを踏まえますと、収集運搬体制の見直しの調査研究を今からでも始めなければ、その2年半ほど先の見直しというのも、小手先に終わってしまうんじゃないでしょうか。この点をどう考えておられますか、ということでござ

います。

壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君の一般質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）はじめに、し尿収集料金、浄化槽清掃料金のお尋ねについてお答えいたします。

一点目の浄化槽の清掃料金の引き下げについてですが、関係機関に確認いたしましたところ、法令に基づく規定がない価格に関する行政指導の場合、その目的、内容、方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、または阻害するとともに、独占禁止法違反を誘発する場合さえあることに十分留意する必要があり、行政指導によって誘発された行為であっても、独占禁止法違反行為の要件に該当する場合は、同法の適用は妨げられないとのことであり、浄化槽清掃の処理手数料の引き下げを行うことはいたしかねますので、ご理解をお願いします。

また、浄化槽の清掃料金がし尿収集料金と比較して高額であるとのことですが、浄化槽の清掃につきましては、ただ単にくみ取るだけではなく、浄化槽内に生じた汚泥等の引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う各装置及び附属機器類の洗浄、清掃等の技術料金も含めての料金と考えており、近隣市町と比較しましても同程度の金額であると考えています。

次に、浄化槽清掃の料金設定についてですが、昭和47年5月18日付、環整第29号において、厚生省より市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることはできないと通達されており、本市においても市直営の業務でないため、手数料条例の制定はできないため、業者の任意価格となっていま

す。

次に、許可業者が行う浄化槽の清掃料金の把握についてですが、こちらも本市及び他市町村の状況を調査いたしましたところ、近隣市町と同程度であり、本市における浄化槽清掃手数料が突出して高額であるとは言えないと考えています。

また、業者によって料金が異なる点についてですが、使用状況等からも一概に同じ人槽であれば同じ料金とは言えないと考えており、本市におきましては各許可業者ごとに極端な開きはないと認識しています。浄化槽のメーカーや機種によって容量が大きく異なる点についてですが、調査いたしましたところ、最終清掃のように槽内の全量を引き抜く場合においては、料金に差が生じる場合があるとのことですが、定期的な清掃につきましては、メーカーや機種が異なっておりましても料金に大きな隔たりはないとお聞きしています。

次に、浄化槽の適正管理につきましては、平成22年度より県からの権限移譲により本市が行うこととなり、このことを受け、本市では市内浄化槽管理者に対し、適正管理の指導及び啓発を順次行っているところです。今後は、浄化槽の維持管理を怠った者については、浄化槽法により罰則規定もあることを周知し、適正管理について周知徹底を図ってまいります。

最後に、生活排水処理基本計画の中の「より合理的効率的な収集体制の検討」についてですが、現在、橋本市一般廃棄物処理基本計画の改定を行っており、橋本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会において検討してまいりたいと考えています。

次に、二点目のごみ収集運搬、市直営と業者委託契約、費用についてにお答えします。

まず、はじめに市直営、業者委託を含めた体制と費用についてのおたただしですが、議員

ご承知のとおり、平成21年8月から広域ごみ処理場移行に伴いごみ収集運搬の業者委託の体制が2社から5社に変更、さらに本年4月よりコースや収集体制の見直しと随意契約から競争入札により、平成23年度から平成25年度までの3年間の契約を行いました。現在の直営と業者委託を含めた体制と費用は、直営については、全職員のうち、ごみ収集運搬に従事する人員は、正規職員17名、嘱託職員3名、臨時職員2名の計22名で、収集車両はロータリー車、パッカー車、軽四ダンプなどの塵芥処理車4台と収集運搬トラック7台の計11台です。費用については、直営と委託のごみ収集業務内容に違いがあるため、経費の単純な比較はできないものと考えますが、平成23年度予算ベースの推計値で申し上げますと、ごみ収集に要する経費のうち、臨時的経費及び委託料を除き、1,534万4,000円となります。これに従事職員22名分の各種保険料を含む人件費は1億4,758万2,599円となり、直営のごみ収集運搬に係る費用は1億6,292万6,599円となります。

次に、委託業者についてですが、収集体制としては、全5社で可燃ごみ収集車5台、その他4台の計9台となっており、収集人員は可燃ごみ車両は3名乗車、その他車両は2名乗車で計23名となっています。費用についてですが、平成23年度予算ベースで全5社総額、1億5,077万2,000円の委託額となっています。可燃ごみ収集運搬については、橋本市衛生自治会のご協力により、週1回収集実施地区の増加等により、平成23年度より収集運搬体制の見直しを図り、収集車両の2台減少を図りました。また、業者委託についても指名競争入札を採用し、経費の削減を図っているところです。しかし、議員ご指摘のとおり、現在の収集運搬体制については改善の余地があると考えますので、業者委託につきましては、

橋本市行政改革推進計画の基本的な考え方に基づいて進めてまいります。現状の問題点等の実態把握に努めるとともに、調査研究を行い、平成26年度以降の新たな収集体制について、より効率的な収集体制の見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君） 8番 中西君、再質問ありますか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君） それでは、最初の1番から再質問をさせていただきます。

まず、料金が条例化されていないということにつきまして、これは通達もございますし、それから独占禁止法の絡みもあるかとは思いますが、これが私もいろいろ調べてみたんですけども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法等を拝見させていただいても、どこをどう読んでも、これはできなという条文はないんですね。おもしろいことが、担当部局で津の和解の調書というのを調べていただきました。それを私も拝見させていただいて、大変興味深いことがわかりました。というのは、その通達が出される昭和46年前後以前には、条例で縛っていた自治体が多数あったと、それがこの通達を出されることによって、急激に条例で定めている自治体が減ってしまったということがわかりました。日本はアメリカのような訴訟社会ではございませんので、あるいは国の通達を尊重するという地方自治体の体質といいますか、もあってそういうふうになったんじゃないかなというふうに思っているんですけども。部長にお伺いしますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法のどこをどう読めば国の言うような通達の解釈ができるんでしょうか。というのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上で言いますと、こういうふうになって

います。許可を受けた者、これは浄化槽の許可を受けた者ですけれども、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないというふうに廃棄物の処理及び清掃に関する法律では決まっておると。これ以外に国が言う通達ですね、行政指導になるのかよくわかりませんが、この解釈はどうして出てくるんでしょうか。法律のどこからその解釈が出てくるのでしょうか。

○議長（井上勝彦君） 8番 中西君の再質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（井浦健之君） 確かに、議員のおっしゃられるとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を見ましても、そういった関係は載っておりません。そういった状況であったからこそ、それぞれの市町村においていろんな手法で料金が決められてきたという経緯になっておるんじゃないかと私自身は考えております。そういった中で、国としてやはりそういった決め方についてはおかしいやないかということで、昭和47年にそういった問い合わせが厚生省にあり、厚生省のほうで市町村の業務としてやっておらない分についての使用料を条例で定めることについては適切でないといった国としての考え方がまとめられたということの中で、それぞれ条例を制定しておった市町村がそこから外していったと。近隣の町村の中でも、1町ですけども、過去に条例で制定しておったといった町が近隣にもあったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君） 8番 中西君。

○8番（中西峰雄君） 要するに、国の通達以外に合理的な説明、万人が理解のできるような条文はないんですね。その点は私、指摘さ

せていただきたいと思います。

もう一つは、おもしろいのは津の和解の調書の中の原告派の主張というのがございまして、この中でおもしろい主張をしています。というのは、この地方自治法あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の規定というのは、市が直接収集運搬をするか委託契約をするかの場合に使えるんだと、そうでないときは使えないんだという主張があります。これは、その理由の中でこういうふうに言っています。つまり、直営の場合あるいは委託収集の場合と、許可業者の場合とで料金が異なるといけないので、直営あるいは委託収集の場合は料金を定めることができるんだと、こういう主張を原告はされていますね。私、これを見て、大変不思議な主張だなというふうに思ったんです。といいますのは、民間の自由な価格形成に委ねますと、住民はそれぞれ異なる価格でお願いせんとしゃあないということになるんですね。競争を阻害してはいけない、競争してくださいよということであれば、住民は、Aの業者とBの業者とでやっていただくときに値段が違ってきますよね。それはいいんですかというんですね。行政がして直営でしますよと、民間でもしますよと、この場合は料金が異なってはいけませんよと、こういう主張ですね。じゃあ、民間でしているときは異なってもいいんですかと、この点、おかしいと思いませんか。そうでしょう。それと、これは僕は公共料金に近いものだろうと思うんですよ。なくてはならない大事な仕事、水、水道もそうですしね。あるいは電気なんかもそうなんですよ。そういうものに同等の仕事であると思えます。このことについて、料金が異なる、しかもこれは市の仕事ですよ。一般廃棄物の処理については、これは市の仕事です。水道もそうですけれども、そういう市がしなければならない仕事の料金

がそれぞれ異なることもあり得ると、あるいは異なっているということがいいんでしょうか。水道は、山の上であれば高く平地であれば安いというようなことはないですよ。どこでも一律の料金ですね。それから、下水もそうです。下水も山の上であろうが、あるいは人口過疎の地域であろうが、人口密集地であろうが、処理料金は一緒です。その点から考えても、この浄化槽の清掃料金がそれぞれ異なってしまうというのは、市がしなければならない仕事を民間にやっていただいているにしましても、おかしいと思いませんか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）先ほど、壇上からの答弁でも答弁させていただいたわけですが、今、議員がおっしゃられるように価格差というのは、市としてはないというふうに認識をしております。ただ、槽内の全量を抜き取ると、浄化槽を下水へつないでいくといった場合に全量を抜き取るわけですが、そういう場合には多少の金額の差というんですか、通常汚泥をくみ取りしていただいている金額よりも金額が高くなるといった状況はあろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）私が聞いているのは、そういうことではなくて、要するに異なる場合が生じるでしょう、今のシステムの中では。それは、市としてはいいんですか。水道も下水もみんな単一料金ですよ。浄化槽料金だけが違うことが生じるおそれがある。あるいは、実際違っていますわ、今。これ、ええんですかということを知っているんです。まあ、聞いてもう同じ答えしか返せないでしょうから、もう答弁はいいです。その点だけ指摘しておきますね。というのは、これね、大変難しい問題がたくさんあるので、私は今回、

問題点をあぶり出していただいてよりよい方向と一緒に考えていきたいな、業者も含めてというふうに思っています。

次に行かせていただきたいんですけども、9月議会のときに部長に私が調べた資料をすべてお渡ししていますよね。お渡ししている中で、ほかの自治体はうちの市と比べても随分安いところが幾つかあるんですね、うちの市が突出して高いとは言いません。近隣市町村と比べても決して高いわけじゃないです。でも、実際そうやって安いところもある。しかも、この、私が挙げさせていただいた茨城県でしたかな、稲敷市というところは人口は5万人弱、業者も8業者いらっしゃる。うちには6業者ですね。そこがやっても、そこはうちよりも随分安いんですね。あるいは、鉦路市なんかもそうですね。鉦路市も、これもちょっと大きなまちになりますけれども、実際のところ5人槽で2万6,600円、あるいは7人槽で3万5,900円と、うちよりも2割から3割以上安いです。こういうところがある。あるんですから、これはやっぱり、やり方によって下げる余地があるとは考えられませんか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）9月議会のときに、議員のほうからも資料をいただきましたし、我々も資料をインターネット等で調べたら、今おっしゃられたとおりで低いところもございます。ただ、そういった金額設定をされている市町というのは極めて少ないという状況がまず一つあるかなと思います。そして、和歌山県内どうなんかなということで調べさせていただきました。ただ、この料金については、公表しないでくれといった各担当者のお話もありましたので、金額は申し上げられませんが、我々の調べた範囲の中では橋本市の現在の手数料につきましては、決して高く

ない、むしろほかのところよりも若干低目の金額というふうになっておるというふうに理解をしております。ただ、市といたしましても許可を出しておる限り、それぞれの業者の料金が把握していないということにつきましては、やはりどうかなというところがございまして、更新のときには、料金表の添付も業者のほうへお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）これは、適正価格は何かということにもつながってくるんですけどね。周辺と比べても高くないというのは、私も認識しております。おりますけども、常に値段というの、価格というのはですね、可変的なものだというふうに私はとらめたい、とらめざるべきだろうと。今、急激にいろんなものの価格が大きく変動しております。オイルのように大変上がっているものもありますし、あるいは、コモディティといいますか、そういうものにつきましては、大きく下落しております。これは企業努力によるものでございますけどね。ですから、この浄化槽あるいは、し尿くみ取り料金につきましても、業者あるいは市が一緒になって、やはり住民の負担をできるだけ軽くしていくという努力は常にしていかなければならないものだというふうに思いますし、下げていくことの可能性は必ずあるものだというふうに、私は思いますので、その努力をお願いしたいんです。

先ほど、答弁いただいたんですけども、次の改定の際には、料金を届け出ていただきたいとするようにすると言っていたいただきました。これはよそでもやっていますね。熊本とかいろんなところでやっています。浄化槽法で言いましても、規則第10条のところ、許可申請の添付書類というところで、市町村が

必要と認める書類を添付させることができる  
となっていますので、これ、ぜひやってい  
だきたいなと思います。

ここの、私が指摘させていただきたいのは、  
本市の今の収集運搬体制がもっと考える余地  
があるんじゃないでしょうかということ指  
摘したいんです。業者も要らん手間をかけて  
いるというか、要らん費用がかかるような収  
集運搬システムになっているんじゃないで  
しょうかと。ちょっと例を言わせていただき  
ます。これちょっと資料が一部ないんですけ  
ど、昭和60年、1985年ですか、ちょうど城山が  
できて5年たったぐらいですね。このころから  
ずっと本市のし尿あるいは浄化槽の量は増え  
続けてきてました。いつまで増えてきたか  
といいますと、平成13年、2001年までずっと増  
えて、約3割以上増えています。それからそ  
の平成13年をピークとしてずっとほぼ一貫し  
て減少してきております。今現在どの地点に  
おるかといいますと、現在の量はだいたい、  
昭和63年から62年ぐらいの量にまで減って  
きています。ピークから言いますと、約2割ほ  
ど減ってきてます。私は指摘させていただき  
たいのは、何のためにこういうことを言っ  
ているかという、その当時のし尿をくみ取る  
車、バキュームカーですけれども、数です  
ね。これが、車の数ですけれども、平成12  
年、13年の時点、要するにピーク時です  
ね、処理量が最も多くなった時の台数は  
21台なんです。そこからずっと減り続  
けてきているんですね。今、業者が、あ  
るいは市と業者が持っている車の台数は、  
減っているにもかかわらず増えているん  
です。21台から29台まで増えているん  
です。もうちょっと言いますと、昭和60  
年の資料しかないんですけれども、この  
ときと現状から言いますと、2,000t多  
いんですね、昭和60年から比べますと、  
2,000t多いんです。昭和60年のとき  
にじゃあ何台あったかといいま

すと、16台なんです。現象から言いま  
すと、ピーク時の21台であっても十分  
収集はできるんじゃないかというふう  
に推察されるんですね。この点で言  
いまして、車の数で言いまして、も  
うちょっと考える余地があるかな  
というふうに考えますが、いかが  
ですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）今、議員のほう  
で今現在の車両が29台というふう  
に申されたと思うんですけども、  
現在21台でございます。直営車  
両が1台ございまして、残りの20  
台が委託、許可業者の車両という  
ことで、合計21台でございます。  
車両が多いというご指摘ですけ  
ども、これも、今、市の内部の中  
で検討委員会をつくりまして議  
論をしておるわけですけれども、  
合特法との関係も出てきますの  
で、そこらの関係も整理しながら、  
検討していきたいというふう  
に考えております。そういう  
ことでございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）ちょっと私が調べた  
中では、登録車両は28台あるん  
ですよ。21台ですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）直営が1台で、  
許可車両が20台でございます。  
合計21台ということです。はい。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）それでは、生活排水  
処理基本計画が制定されてから、  
5年の中間になります。この中  
でも、もっと検討していくとい  
うことになっているんですけども、  
先ほども答弁いただいたんです  
けど、ちょっとよくわからな  
かったです。

その前に、ちょっと戻らせて  
いただきます。どう戻るかとい  
いますと、まず、またもとに  
戻るようなんですけども、市  
のし尿の収集車が1

台ありますね。これも、私、大分前に「何で持ってんのいつまでも、業者さんに渡したらええやない」ということで聞かせていただいたら、これも先ほどの市が直営でしてなかったら料金が決められない、だから持っているんだということでした。じゃあ、この市の直営の部分というのをずっと持つていくんでしょうか。この部分は、委託契約で業者さんが実際に仕事が減ってきているということも業者さんもおっしゃっているんですから、いつまでも市が抱えている必要ないんじゃないでしょうか。これを業者さんに委託契約されたらいいんじゃないでしょうか。この点はどうですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）少し過去の経緯から申し上げたいと思うんですけども、私どもで調べた範囲で多少違っておるところがあるかと思うんですけども。本来、し尿収集については全市というんですか、旧橋本市の場合ですけども、許可業者をお願いするといった予定をしておっただけなんですけども、進入困難な箇所等があるということで、その部分については市が行くことになったと聞いておりますし、もう一つの理由としまして、緊急用、いわゆる災害等が起こった場合ということで、市の直営を残したといった、そういった過去の経緯があるわけでございます。そういった過去の経緯を踏まえながら、先ほど申しましたように合特法との関係もございまして、検討をしていきたいと、合特法の中で検討させていただきたいというように考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）これは、ぜひもう渡していただきたいと思います。委託契約にすれば問題ないわけですから。仕事が減ってきて

いるとおっしゃっているんやから、仕事を市が何も抱えている必要はないと思います。

それと、妙な話なんですけども、いろんな歴史がありますので、業者としっかりと話し合いを重ねていただくことが必要でございんですけども、料金が法定でできないとなってきましたとね、河内長野市がやっているような全部委託ということも考えられるんですね。委託にすれば料金を定められる、その中で適正価格をやっていくということも考えられます。それは、いろんなことがありますけども、もう一度、私が申し上げたいのは価格というのは可変的なものだと、努力によって下げることが、余地があるもんだという基本的な考え方に立ってこれから取り組んでいただきたいなというふうに希望いたします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）済みません。今、議員のほうから委託という話が出ましたので、誤解があったらあきませんので、ご説明をさせていただきたいと思うんですけども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第6項の中に一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収をあわせて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすることといった条文がございまして、くみ取りに委託をして浄化槽の汚泥を抜き取りに行っていたときに、そのときに抜き取るだけで料金は後日、市なり業者が集金に行かならんとといった状況が生まれてくるわけでございます。そういったことから言いますと、費用的に言いますと、市のほうでまた収集に行くということになれば当然それに対する職員の配置もしていかならんとということで、費用的にもむしろ反対に高くなっていくんじゃないかなといった考えもございまして、念のために申し上げたいと思



います。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）それはもう、やり方一つです。今のごみ袋と同じようなやり方もございます。それはもうやり方一つで、どうにでもなるというふうに私は、まあどうでもなると言ったら語弊がありますけれども、いい方法があるだろうというふうに考えてございます。

時間がないので、とにかくそういうことを希望させていただいて、これからより効率的な、そして住民負担を少しでも下げられるように市のほうも業者としっかりと話し合いをしていっていただきたいなど。特に業者には、大変大事な仕事をしていただいておりますので、業者の利益も十分尊重されたうえで取り組んでいただきたいなどというふうに思います。

次に移らせていただきます。ごみ収集ですけども、まず、聞きたいのは市の直営の17人の正職員がいらっしゃいます。この部分について、どうされるんですかと。17人の現業の職員をそのままずっと置いておいてやるんですか、それとも何かお考えなのですか、ということですね。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）これも先ほど、壇上から答弁させていただいたわけですけども、私どもの立場から申し上げますと、橋本市行政改革推進計画の中で、ご議論いただいたものの中で仕事をしていきたいなどというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）要するにまだ方針決まっていないということではよろしいんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）現在の職員をどうしていくかということについては、今のところ決定はしていないというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）従来の随意契約から入札による選定するときにも、私が申し上げたことがあるんですけども、直営でやるのがいいのか、業者でやるのがいいのか、これは十分検討する余地がありますよということを申し上げました。業者でやるほうが安くつくのかどうかということは、官民競争入札という言葉もございますけど、もっともって考えていく余地がありますよね、現実のところ。現業の方17人をそのまま置いてやっていくというのは、やっぱり費用対効果という点から言って、大変問題があるなどというふうに私は考えます。それと、委託の内容なんですが、今現状どうなっているかということ、業者は集めに行くだけなんです。住民からのクレーム、あるいはごみをとってないからとりに来いというのはみんな市が行っているんです。委託の内容を見直されるときにこういう住民からの要望あるいはクレーム、あるいは置き去りのごみの処理、あるいは住民に対する啓発業務というようなことも含めて委託の内容にするというようなことも検討の余地はあるんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）先ほど申し上げましたように、この23年、今年から新しく3カ年の委託、競争入札の中で委託始まっております。その中で、残り2年の中で、今現在もいろんな問題をお聞きしております。そんなことを整理しながらこの2年間、2年間というか1年半ぐらいの間の中で問題点を整理して次の入札に生かしていきたいなどというふう

に考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）実際、いろんな問題が発生していますよね、先日も質問ございましたけれども。それに対して、業者委託ではきめ細やかに対応できないから、市がやらんとしゃあないという実態になつとるんですよ。そこは大いに考える必要があるのかなというふうに思います。内容につきましても今3年契約でやられてます。それと、塵芥車の減価償却、これが3年です。3年ではじかれています、委託契約の積算金額ですね。ざっと700万円かそこらするというふうに聞いておりますけれども。じゃあ、みんながみんな、これ、今回受けられた業者、新車でやられてるんですか。700万円、800万円する新車でごみ収集に当たられているか、その点は把握されていますか。

それと、もう一つ言うと市の塵芥車、これはもう10年選手、まあ10年選手がおるか、まあそれに近い、そして稼働している車もあるんですよ。700万円で10年使っていただくと、実際要る金は、年間70万円なんです。3年でやめると、1台700万円としますと、280万円なんです。そこで180万円ほどの差が出てくる。今9台ありますのでそれだけでも1,000万円以上の差が出てくる。この辺を今後契約の積算をされる時あるいは、契約を出されるときに大いに考える余地があると思います。

それと、もう一点言うと、3年先にどの程度の見直しをかけるかということなんです。実際今年も委託されましたけど、ごみ量の把握等が、時間もなくて一生懸命やっていたんやけど、どうしても細かな設計ができずに見切り発車でせざるを得なかった、そのためにいろんなトラブルも発生したというのもあります。3年先に契約内容を見直すとき

には、そういう調査を、コースあるいは地区ごとのごみ量、あるいは季節ごとの変動とかもつかんでいく必要があるんですけども、これをするを求めたいんですけども、できますか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）おっしゃられるとおり、トラブルが発生したというのも事実でございます。そういったこともありましたので、次回についてはごみ量も一定の把握をしていきたいなというふうに考えておるわけです。ただ、トラブルになった中には、今現在本市の施策の一つとしてごみの減量という形で進めておるわけです。そんなわけで週1回地区が増えたといったことも、業者との契約の中での、ちょっとトラブルが起こった原因の一つということもあります。どうしてもごみの収集を週1回ということで、それぞれのところをお願いに行っている中で、途中でうちの区、うちの自治会がごみの収集を週1回にするといった状況になれば、当然またいろんな状況は生まれてくるであろうとは思っておりますけれども、これについては極めて予測することが難しいといったところがございます。ただ、今現状のそれぞれの地域のごみがどれだけのごみ量が出ておるのかといった調査というのは、これは当然していく中で設計というのを組んでいかならんというふうに考えておりますので、次回の契約の中にはそれを生かしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）大変ご苦労いただいてやっているというの、私も十分理解できますし、よくわかっているし、その中であえて物を言わせていただいているんです。ごみ収集の1回への変更というの、確かに設計の中に

組み込むことが難しいかもしれませんが、今回の委託の中の混乱には、それだけでなく起こったことがかなり大きくあったんですね。それは設計をする段階できちっと細かな設計をする資料は足らなかったと、あるいは時間が足らなかったという中で起こってるんで、次の、あともう2年半ほど先の話ですよね。そのときのために、実際やる調査を、新しく契約をしていくときにより大きく改善したものにしていくための調査をする体制が今ではないんじゃないですかと。このままでいきますと、ちょっとした見直しに終わらざるを得ないんじゃないでしょうかということ私は懸念申し上げているので、この点をどう考えているのかと。実際、今の体制でそんな調査できないでしょう。調査しようとすれば人をつけるか、あるいは業者に委託する、委託費用をつけるかしないといけないです、現実ね。このままでいきますと、私は小手先の見直しで終わってしまうでしょうというふうに言っておるんですが、いかがですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）ごみの委託等の関係につきましては、特命主幹を1名配置していただいております。これは合特法も含めての担当主幹でございます。そういった中で、環境美化センター等とも連絡というんですか、調整を図りながら、現有体制の中で1回やってみたいなど、また環境衛生課の中の職員も含めてそれぞれ手伝いというんですか、いうのをしていただきながらやっていきたいというように、まだ2年半されど2年半という期間やと思うんですけども、精力的に、どんな方法が一番早くスピーディーにできるのかということも含めてやっていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）私が見るところは無理です。今の体制ではできないと思います。やるというならやっていただきたいと思いますけど、現実には私は無理なことをおっしゃっているなというふうに感じます。そこでお尋ねしますが、市長でも副市長でもいいんですけども、できるんですか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほどから中西議員のほうからご指摘いただいております課題というのは、私も十分承知はいたしております。どういった点を見直していくべきかというのは、いろんな情報も今収集している最中でして、これまで3年間という比較的短い期間を設定したというのにも、これは理由があります。そういったことで、今後は期間ももう少し長く、それと当然、減価償却の考え方も法定減価償却でなしに、取り組んでる考え方というのも全国的には幾つかありますし、県内でもそういった取り組みもされておりますので、そういった点の改善も当然盛り込みながら、今後、次の委託に向けてしていかなければならない事項と心得ておりますので、体制も含めまして考えていきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）しっかりやってくださいとしか言いようがないですね。

それと、本当に私、本市のごみの収集にかかる費用は、決してこの周辺の市町村と比べて高いとは思っておりません。むしろ、よく頑張っているなという評価をさせていただいております。でもそれは、それより以上できないのかということではなくて、先ほども言いましたけれども、料金というのは、価格というのは可変的なものであると。周辺価格がうちよりも高いからとか、同等だからうちもこの程度でいいんだよということではだめなんだろうと。価格破壊というのは

そういうところから生まれてこないんですよ。変えられるという基本的な考え方の中で価格が低下していているということをよく踏まえていただきたい。

もう一点、最後にお聞きしますけれども、ごみ処理基本計画でしたか、これの今、見直しをしておりますけれども、これとの関係で、特に私は本当にこの直営、直営でやる部分と業者の部分と真剣に考えていただきたいなど。基本は業者委託していくということで、業者のほうで、より効率的な収集運搬をしていただいて、効率的な価格形成をしていただくのが一番いいと思いますけれども、それが難しい、あるいは直営でやっても可能であるというようなことも十分考えられますので、そこも踏まえて、そのこともこのごみ処理基本計画の中でしっかり検討をして、業者委託でいくのであれば、委託でいくほうがいいのであれば、直営ですといくよりも業者でいくほうがいいんだという理由付けをしっかりとさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）今、そういったことを含めて検討をしていただいている途中でございます。そういったご意見があったということも含めて、一度、また委員会が近々でございますので、その中で申し上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）なかなか、1番の問題にしましても2番の問題にしましても難しいと思います。特に1番の問題で言いますと、生活排水処理基本計画の中でうたわれていること、より効率的な収集運搬体制を構築していきますというふうになっているにもかかわらず、まず言いますと、5年間、下水の整備

は徐々にやってきましたけども、このし尿と浄化槽清掃については全く何にもしておられなかったと、こなかったということは事実でございますので、ちょうど今、真ん中です。10年の中の中間の見直しの時期になりますので、これからこの部分についてもしっかりと従来どおりでいいんだという考え方ではなく、やっていただきたいなど希望して終わらせていただきます。

○議長（井上勝彦君）これをもって、8番 中西君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）